

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 6 年 度 第 1 1 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和7年3月21日（金曜日） 午後1時30分から午後3時10分まで

2 場 所

京都市役所分庁舎4階 第1会議室

3 出席者

【委員】

高田会長、湯川会長代理、奥委員、志澤委員、岡委員、牧委員

【事務局】

上原建築指導部長、藤村建築指導課長、門川建築相談・道路担当課長、佐藤建築審査課長、
鶴田調査係長、能谷確認指導係長、青木建築相談第二係長、他4名

【同意案件に関する処分庁】

小西道路第一係長、大河内道路第二係長

【参考人】

中西消防同意係長（消防局予防部指導課）

【傍聴人】

2名

4 議題

(1) 事務局からの報告事項

- ア 前回会議の議事録の確認
- イ その他報告事項

(2) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（兼用住宅（学習塾）：左京区1件、専用住宅：山科区1件）

(3) 建築基準法第43条第2項の規定に基づく認定及び許可基準の改正について

(4) 令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する審議

(5) 令和6年度第2号及び第4号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

議題のうち(1)及び(2)は公開、(3)～(5)は非公開

6 結果

(1) 事務局からの報告事項について

- ア 前回会議の議事録を確認した。

イ その他報告事項

今回会議は令和7年4月18日（金）「京都大学国際科学イノベーション棟5階」で開催することとなった。

(2) 包括同意案件に関する報告について

【建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（兼用住宅（学習塾）：左京区1件）】

ア 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等：

委員：周辺の指定道路図について説明してほしい。東西の水色の線はどのような道路か。

処分庁：水色の線は法第42条1項3号道路であり、基準時以前から存在する幅員4m以上の私道である。

委員：そこから申請地に向かって伸びる紫色の線と赤色の線はどのような道路か。

処分庁：どちらも非道路であるが、始端部から過去に許可した敷地の前までを紫色で表現することで建替えの可能性があることをわかりやすくした。今回の許可によりこの赤色部分も紫色で表示することになる。

委員：この建物の用途が学習塾との兼用住宅とのことだが、塾は2階部分か。

処分庁：1階部分である。

委員：前面道路は幅員6m以上あるが、位置指定道路にはしなかったのか。

処分庁：道路にする場合、開発許可が必要となるが、すみ切りの寸法などその要件を満たしていないため、今回は法第43条の許可で建て替える計画である。

委員：敷地面積は500㎡未満であるが、開発許可が必要なのか。

処分庁：開発指導課によると、敷地のみならず道路とする部分も含めた面積が基準となるため、500㎡以上となり、開発許可が必要である。

【建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：山科区1件）】

ア 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等：なし

(3) 事前相談

建築基準法第43条第2項の規定に基づく認定及び許可基準の改正について、処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

(4) 令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する審議

ア 報告及び審議の概要

令和6年度第1号及び第3号審査請求事件について、裁決の理由等を審議した。

イ 審議の結果：継続審議

(5) 令和6年度第2号及び4号審査請求事件に関する審議

ア 報告及び審議の概要

令和6年度第2号及び4号審査請求事件は、請求の内容を鑑み、併合することとし、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書の内容及び今後の進め方について審議した。

イ 審議の結果：継続審議

京都市建築審査会
会長 高田 光雄